

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和元年9月5日(金) 午前10時00分～午前10時50分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14		15	沖田辰夫	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	田中賢寿	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30		31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	淺野誠司	36	
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	14	山首憲市	30	武知明	36	往見康範
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		沖田次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	山岡課長		三好課長補佐			
⑧	会議の内容	議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第54号 非農地証明について					
		議案第55号 農用地利用集積計画の決定について					

事務局（局長） 只今から令和元年第9回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。  
出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中17名で定数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。  
本日、14番 山首憲市委員、30番 武知明委員、36番 往見康範委員より欠席の報告を受けております。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。  
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に、22番 都築孝壽委員、23番 水本福泉委員を指名いたします。  
次に、日程第2、書記の指名を行います。  
本日の会議の書記に事務局の都築専門員を指名いたします。  
それでは、日程第3、議案審議に入ります。  
  
まず、議案第52号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。  
議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。  
議案書1ページをご覧ください。  
1番、阿蔵の土地、畑3筆・合計4,364㎡は贈与による所有権移転です。  
所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
2番、西大洲字ヤヲの土地、畑2筆・合計673㎡も贈与による所有権に移転です。  
所有権移転後は、栗の栽培を行う予定です。  
農業は、譲受人夫婦及び子が年間を通して従事します。  
3番、4番は関連案件です。  
3番、春賀の土地、畑1筆・12㎡。贈与による所有権移転です。  
所有権移転後は整備を行い、野菜を栽培する予定にしています。  
農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。  
4番、同じく春賀の土地、畑1筆・168㎡も贈与による所有権の移転です。  
所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
5番、肱川町大谷の土地、畑1筆・4,560㎡及び樹園地1筆・1,475㎡は売買による所有権移転です。  
所有権移転後も、引き続き野菜・果樹等の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。  
以上、5件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

1番

失礼いたします。

1番、2番案件とも私の担当ですので、併せてご説明いたします。議案説明資料1ページ及び2ページを参考にしてください。

1番案件は、県外に住んでいる譲受人が農業経営できないため、地元の有志に農地を譲り渡すものです。

申請地は、市役所の北西約1.8kmにある「国営只越団地」内にある畑3筆になります。

譲受人は、年間を通じて夫婦で農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。2番案件は、市役所の西約700mにある畑2筆で、平成29年に所有者が亡くなった際に相続人がいなかったため『相続財産管理人』を選任し、財産の管理を行ってきました。

今回、この申請地を贈与にて受ける方が見つかったため、申請に至っております。譲受人は大洲市で農業経営をするのは初めてですが、西予市野村町において家族で大規模に農業を経営しており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりません。

いずれも、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

続いて3番、4番。

21番

失礼いたします。

3番、4番案件については、関連案件ですので併せてご説明いたします。議案説明資料3ページ及び4ページを参考にしてください。

ともに、贈与による所有権移転になります。譲渡人は県外に在住しており、以前より住宅を含めた土地を誰かに譲り渡したいと意向を持っておられました。今回、そのうちの一部について、地元の方と話がつきまして、申請に至っております。

3番の申請地は、三善公民館の南約400mにある畑1筆になります。堤防用地の残地になり、遊休化しております。かなり小さな面積ではありますが、譲受人自身の土地と隣接していることから、今後除草をして野菜を植えられるとのこと

です。譲受人は年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

4番の申請地は、三善公民館の北東約350mにある譲受人の家の裏手にある畑1筆になります。現在は管理耕作の状況となっておりますが、今後は譲受人自身の農地と合わせて野菜を植えられるとのこと

です。譲受人は夫婦で農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

3番、4番案件とも申請書類等の内容を確認いたしました結果、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

2件のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

はい。続いて、5番。

34番

5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が経営規模の拡大を図るために自身の農地に隣接する申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、大谷自治センターの南約700mにある畑1筆と樹園地1筆になります。いずれの農地も良好に管理されていまして。

譲受人は、年間を通じて農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われます。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第53号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。

議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の6ページから24ページまでを併せてご覧ください。

1番、徳森の土地6筆、611㎡の案件は、当社は大洲市において不動産業を行っているが、申請地は住宅地としての需要が見込めることから、住宅を建築し建売住宅として販売するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東北東に約4.2kmのところま位置し、

一定規模以上の農地の広がりもなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、菅田町菅田の土地、62㎡の案件は、申請地の隣接地に居住しているが、現在の敷地内に駐車スペースが確保できないことから、新たに家族の車の車庫を建築し、また来客用露天駐車場を設置するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東に約4.2km、車で約10分のところに位置し、概ね300m以内に菅田連絡所が存する区域内にある農地であることから第3種農地判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、既に宅地として造成されていることから、始末書が提出されております。

3番、菅田町大竹の土地、218㎡の案件は、現在居住している敷地には、車の駐車スペースが確保できず、また物置が不足していることから、新たに車庫及び物置を整備するため、父から申請地を贈与により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南南東に約3km、車で約10分のところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

なお、既に、車庫及び物置が整備されていることから、始末書が提出されております。

4番、河辺町川上の土地762㎡の案件は、現在市外に居住しており月に数回帰省し住宅等の管理を行っているが、隣接する申請地は高齢で耕作管理が困難となり、他に耕作希望者もいないことから、申請地に桜を植栽し家屋周辺の保安全管理に努めるため、親族である譲渡人から贈与により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東に約2.1kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集積がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

なお、既に一部に植林がなされていることから、始末書が提出されております。

以上、4件でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

6番

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の6ページから10ページを参考にしてください。

申請地の位置関係は、7～8ページの位置図になりますが、平公民館から北東に約400mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われまます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり

次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことですので、特に問題はないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、9ページの地番地目図のとおり北側に農地がありますが、同意が得られているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

はい。続いて、2番。

11番

それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の11ページから15ページを参考にしてください。

申請地は13ページの位置図のとおり、菅田連絡所に近接する農地になります。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可有次第自己資金にて着工したいとのことですので、特に問題はないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、14ページの地番地目図のとおり南側に農地がありますが、同意が得られているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては始末書が提出され、本人も反省もしているよう

ですので、追認許可は止むを得ないものと考えま

議長(会長)

続いて、3番。

13番

それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の16ページから20ページを参考にしてください。

申請地の位置図は、17ページと18ページになりますが、大洲道路の富士ICから南南東に約800mに位置する農地になります。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、違反転用の状態ですので、転用は確実なものと言えま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地目図と現況については、前方の写真も参考にいただければと思いま

す。申請地から水路を挟んで南側と南西側に農地がありますが、いずれも農地と接する部分は法面で、草刈り等適正に管理をされており、転用後も現在の状況と変わらないことから、周辺農地への影響はないもの

と考えま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、始末書が提出され、反省もしているよう

ですので、追認許可は止むを得ないものと考えま

議長（会長）

続いて、4番。

38番

失礼します。

それでは4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の21ページから24ページを参考にしてください。

申請地の位置図は、22、23ページになりますが、河辺支所から北東に約6kmに位置する山間地の農地になります。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、違反転用の状態にあるため転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、24ページの地番地目図のとおり、南側に農地がありますが譲受世帯の農地であるため、特に問題はないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、始末書が提出され、反省もしているようですので、追認許可は止むを得ないものと考えま

す。以上です。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第54号「非農地証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第54号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の25ページから32ページまでを併せてご覧ください。

1番、肱川町宇和川の土地、2筆62㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、平成4年に建設省が築堤のため用地取得した残地であるが、狭隘であったことから、農地としての利用が難しく、その後27年耕作放棄し復旧が著しく困難な状況となったとのこと

でございます。2番、肱川町名荷谷の土地、202㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでござ

います。申し出によりますと、申請地は、昭和62年頃堤防が出来た際、農地

面積が少なくなったことから、杉を植林した。その後、30年以上経過し、現在は、農地への復旧は著しく困難となっているとのことでございます。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

32番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の25ページから28ページを参考にしてください。

申請地は、27ページの位置図のように肱川支所の西南西約3.3kmに位置する農地です。

申請によりますと、「申請地は、平成4年に当時建設省が築堤のため、用地取得した残地であるが、狭隘で農地としての利用が難しく、27年間耕作放棄し復旧が著しく困難な状況となった。」との申し出です。

申請者の申立、近隣住民への聞き取り、現地調査による状況等から、総合的に検証・判断すると20年以上経過しているものと推察することができ、復旧は著しく困難と見受けられました。

また、一部は比較的容易に復旧ができるかもしれませんが、仮に復旧できたとしても農地の形状や面積、日当たりの悪い地形などから、営農は非常に困難であると思われまます。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、2番。

33番

はい。続きまして2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の29ページから32ページを参考にしてください。

申請地の位置関係は、31ページの位置図になりますが、正山自治センターや現在仮校舎となっている肱川中学校の西約300mに位置する農地になります。

事務局からの説明にもありましたが、申請によりますと、申請地は、昭和62年頃堤防が出来た際、農地面積が少なくなったことから、杉を植林した。その後、30年以上経過し、現在は農地への復旧は著しく困難となっているとの申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木等の生育状況から、植林後少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には、現場の状況から、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められました。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。



委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第55号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
(専門員兼農政係)

議案第55号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の4ページから、ご覧ください。

1番及び2番、引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

3番、新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

4番、引き続き、果樹を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、4件・4筆、利用権設定総面積、4,383㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書5ページをご覧ください。

1番、2番、所有権の移転を受ける者が同一の者です。経営規模の拡大を図るため、売買により阿蔵の農地を取得しようとするものです。

以上、所有権移転・件筆数、2件・2筆、663㎡です

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることいたします。